

法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会 第1回会議配布資料	2
----------------------------------	---

「第5次犯罪被害者等基本計画」 (抜粋)

「第5次犯罪被害者等基本計画」（抜粋）

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとっての希望である上、その被害の回復に不可欠である。また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面がある。「事件の当事者」である犯罪被害者等が、一連の刑事手続等の中で「知りたい」、「関わりたい」等の思いを抱くのは当然であるといえる。

政府としては、このような認識の下、第1次基本計画の策定当初から第4次基本計画に至るまで、各種施策を講じてきた。その代表的なものの一つが、刑事裁判における被害者参加制度の導入である。これをはじめとした各種取組により、「刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていない」と批判されていた従来の状況の改善が図られてきた。

また、公判の場面のみならず、加害者の処遇においても、犯罪被害者等の関与拡充や配慮の取組は着実に進展してきた。令和4年の関連する各種法律の改正等により、刑の執行段階等と保護観察の両場面で犯罪被害者等の心情等を踏まえた、加害者の処遇の充実が図られ、刑の執行段階等や保護観察において犯罪被害者等の心情等を考慮すること（刑事収容施設法第85条第1項、少年院法第23条の2第1項及び更生保護法第3条）が明確化され、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度等が整えられた。さらに、刑法の改正（令和7年6月1日施行）に伴い、新たな刑として拘禁刑が創設されることとなり、個々の受刑者の特性に応じて、「被害者の視点を取り入れた教育」を含む改善指導等の改善更生に必要な作業と指導を柔軟に組み合わせてきめ細やかな処遇を実施することが可能となった。

このように、第1次基本計画から取り組んできた本重点課題に係る取組には一定の進展がみられ、犯罪被害者等が置かれた状況は改善している。

しかし、今もなお犯罪被害者等からは、制度及び運用の両面から、本重点課題に関連する要望が寄せられており、また、新たに開始された制度についても運用上の課題や懸念を指摘する声がある。さらに、少年保護事件や医療観察制度の対象事件については、それぞれ少年の健全育成、医療観察制度の対象となる加害者（以下「医療観察対象者」という。）の病状の改善や社会復帰といった各制度の目的がある一方で、犯罪被害者等からは、加害者の年齢や事情に関わりなく、理不尽に犯罪被害に遭った事実には変わりがなく、「事件の当事者」としてのふさわしい関与や配慮を求める声が寄せられている。

以上を踏まえ、各種刑事手続等が、国家・社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成、医療観察対象者の病状の改善や社会復帰等の様々な要請に応えるものでなければならないことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会を拡充す

るための検討を進めていく。

2 具体的施策の方向性

(1) 捜査、公判等の段階における関与等

ア 公判前整理手続

(7) 犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方

犯罪被害者等からは、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に参加できる制度を設けるべきとの要望がある。その背景としては、個々の事件に関して、起訴されてから公判期日までの間に何が行われ、どのような議論の結果、公判における審理計画が決められたのかを知りたいということや、公判期日に犯罪被害者等が参加するに当たっての十分な準備のために必要であるということ等が挙げられている。

現行の刑事訴訟制度の基本構造は、検察官が訴因を設定して、事実に関する主張・立証を行う一方、被告人・弁護人がこれに対する防御を行い、これらを踏まえて公正中立な裁判所が判断を行うものである。被害者参加制度は、このような基本構造を維持しつつ、これを損なうことのない範囲で犯罪被害者等が刑事裁判に参加することを認めるものである。その上で、公判前整理手続は、事件の争点及び証拠の整理等の公判準備をするためのものであるところ、これに犯罪被害者等が実質的に参加する、すなわち、事件の争点及び証拠の整理等について犯罪被害者等が裁判所に対して意見を述べ得ることとした場合には、犯罪被害者等が、事件の争点等の整理に関与することとなり、現行の刑事訴訟制度の基本構造に変容をもたらし得ることから、犯罪被害者等が公判前整理手続に実質的に参加することができることとする制度を設けることについては慎重な検討を要する。

他方で、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に在席できるようにすべきであるとの要望も見られるところ、これについては、在席すること自体が刑事訴訟制度の基本構造を変容させるものとは必ずしも考えられない上、これにより、犯罪被害者等又はその代理人弁護士と検察官との間の意思疎通の円滑化に資するほか、公判前整理手続においてどのようなことが行われているのかを知りたいという犯罪被害者等の要望にもかなうものと考えられる。現在も、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合において、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、検察官から係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を伝えることとしている。もっとも、犯罪被害者等が公判前整理手続に在席することについては、犯罪被害者等が公判期日に証人となる可能性がある場合に証人となるに先立って公判前整理手続に在席することは適切ではないなどの課題が指摘されているところである。

そこで、このような課題や犯罪被害者等のニーズを踏まえ、現行の刑事

訴訟制度の基本構造に反しない範囲での犯罪被害者等による公判前整理手続への関与の在り方について、多角的な検討を行う。

イ 被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪被害者等への配慮

- (ア) 犯罪被害者等からは、被害者参加制度の対象犯罪をストーカー規制法違反、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）違反、いわゆる迷惑防止条例違反、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）違反、暴行、住居侵入等にも拡大することについて要望がある。

被害者参加制度の対象犯罪は、刑事訴訟法第 316 条の 33 第 1 項各号に規定されており、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪で、かつ、犯罪被害者等のニーズが高いと考えられるものに限定されている。そして、この対象犯罪を拡大することについては、現行の対象犯罪と同程度に、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪であるといえるか、仮にそのような罪に該当しない特定の罪を対象犯罪に追加した場合に、対象犯罪に追加されない事件の犯罪被害者等との間に不均衡が生ずるのではないか、対象事件数が増加することで制度の円滑な運用に支障を来すおそれはないかといった課題があるところである。

そこで、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、こうした様々な課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。

- (イ) 被害者参加制度の対象犯罪拡大に係る要望の背景には、前記(ア)に掲げた罪については、事案の性質上、犯罪被害者等にとって、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的な負担となるなどの理由から傍聴へのハードルが高いといった意見もあり、こうした犯罪被害者等の心情については、十分に尊重されるべきものである。

この点、刑事訴訟法では、公判手続における犯罪被害者等のプライバシー等を保護するための措置として、一定の場合に犯罪被害者等と被告人や傍聴人等との間に遮蔽の措置を設ける制度や、ビデオリンク方式により手続を行うことを認める規定がある。

そこで、こうした規定も参考としつつ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について多角的な検討を行う。

ウ その他捜査、公判等の段階における各種取組

前記ア及びイのほか、被害の相談・届出・告訴に対して適切に対応すること、司法解剖時の対応等の場面において犯罪被害者等の心情に配慮した取組を推進すること、捜査や公判等の状況について犯罪被害者等に適時適切に情報提供すること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(3) 少年保護事件・医療観察対象事件における関与等

少年法（昭和 23 年法律第 168 号）は、その目的を「少年の健全な育成」を期すものと定め（同法第 1 条）、また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）は、その目的を「継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」と定めている（医療観察法第 1 条）。

犯罪被害者等の立場に立てば、加害者の年齢や精神状態にかかわらず、理不尽に犯罪被害に遭ったということに変わりはないが、上記のとおり、これらの制度については通常の刑事手続とは異なる目的があることを踏まえ、各制度との調和を図りながら、犯罪被害者等のニーズに応えていくための施策を検討・実施していく。

ア 少年保護事件

少年保護事件に係る犯罪被害者等の関与については、平成 12 年に少年法が改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）され、犯罪被害者等の申出により家庭裁判所が意見を聴取する仕組み（同法第 9 条の 2）等が導入されたほか、第 1 次基本計画の期間中の平成 20 年にも同法が改正（平成 20 年 12 月 15 日施行）され、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができるようになった（同法第 22 条の 4）。

また、前記（2）アの心情等の聴取・伝達制度は、少年保護事件の犯罪被害者等についても、成人の刑事事件の犯罪被害者等と同様に利用できるものとなっている。

このように、少年保護事件について犯罪被害者等が関与し、また、一定の情報を得ることができる仕組みは整えられてきていることから、犯罪被害者等が、その希望に応じて、これらの制度を円滑に利用できるよう周知するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した上で、犯罪被害者等がこれらの制度を利用しやすいように適正な制度運用を図っていく。

イ 医療観察対象事件

これまで、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等には、不起訴処分理由等の説明、処遇段階における情報提供制度の整備・充実等、各種施策が講じられてきた。しかしながら、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等からは、同じく被害を受けた場合でも加害者が医療観察制度の対象となるか、それとも、刑事裁判、刑の執行及び保護観察の対象となるかによって犯罪被害者等としての処遇に差が生じるのは不合理だとして、医療観察手続の審判における代理人弁護士や付添人の傍聴を含めた傍聴の拡大や、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聴取・医療観察対象者への伝達を実現すべきとの要望のほか、医療観察対象者に関する情報提供を更に拡充すべきとの要望もある。

医療観察制度は、刑事手続とは異なる目的を有すること等から、これと単

純に比較することはできないほか、医療観察対象者の病歴等は要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項）でもあるが、第5次基本計画の検討過程においては、現行制度の目的等を前提としつつも何らかの形で要望を実現することはできるのではないかと、少なくともその検討を行うべきではないかとの議論もあったところである。

そこで、こうした議論も踏まえ、審判の傍聴制度の充実、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聞き取りや医療観察対象者への伝達及び医療観察対象者に関する情報提供の在り方について、多角的な検討を行う。

第2 具体的施策

1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

(2) 告訴への適切な対応

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】（3－2）

(13) 公判前整理手続への関与の在り方の検討

犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合であって、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。

そのほか、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、公判前整理手続の趣旨等にも留意しつつ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲で犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方について、制度と運用の両面から多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3－20）

(16) 被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討

被害者参加制度の対象犯罪を拡大することに関する犯罪被害者等の要望があることを踏まえ、現行の対象犯罪が定められた趣旨との整合性、非対象事件の犯罪被害者等との間の均衡等の課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。【法務省】（3－24）

(17) 傍聴時のプライバシー等への配慮

犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的に困難であること等から傍聴へのハードルが高いとの意見や、犯罪被害者等がビデオリンク方式で公判を傍聴することを認めることができないかとの意見がある。このような犯罪被害者等のニーズを踏まえ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について、いわゆる優先傍聴の在り方、犯罪被害者等がビデオリンク方式により公判を傍聴することやその具体的方法、遮蔽措置の利用を含め、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3－25）

(21) 少年審判の傍聴制度の周知及び充実

少年法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 71 号）により導入された、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。また、犯罪被害者等がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等から委託を受けた弁護士が少年審判を傍聴することといった、少年審判の傍聴制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3－31）

(22) 医療観察審判の傍聴制度の充実

医療観察法においては、犯罪被害者等の関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができるとされているところ（医療観察法第 47 条第 1 項）、検察官が医療観察の申立てをした事件について、犯罪被害者等から医療観察審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じて、手続を主宰する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。また、犯罪被害者等が傍聴する際の付添いやビデオリンク方式による傍聴、犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による傍聴といった、医療観察審判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3－32）